明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○動物用医薬品等取締規則及び動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令（農林水産二七）　一

〔告　示〕

○平成二十年総務省告示第五百十一号の一部を訂正する件（総務一五三）　一
○平成二十一年総務省告示第四百五十九号の一部を訂正する件（同一五四）　二
○平成二十四年総務省告示第三百五十号の一部を訂正する件（同一五五）　三
○平成二十五年総務省告示第三百六十七号の一部を訂正する件（同一五六）　四
○政党交付金を返還すべき政党の名称及び返還すべき政党交付金の額を公表する件（同一五七）　四
○戸籍が滅失した件（法務二一四）　五
○日本国に帰化を許可する件（同二一五）　五
○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（農林水産七七八）　五
○保安林の指定を解除する件（同七七九～七八六）　七
○保安林の指定施業要件を変更する件（同七八七～七九三）　七
○道路に関する件（東北地方整備局一四九）　九
○道路に関する件（関東地方整備局一九三）　九
○道路に関する件（九州地方整備局一一三）　九
○道路に関する件（沖縄総合事務局一七）　九

〔国会事項〕

総務省　法務省　一〇

〔人事異動〕

国家試験　一〇

〔官庁報告〕

平成二十九年公認会計士試験第Ⅱ回短答式試験の試験場（公認会計士・監査審査会）　一三

〔公　告〕

諸事項

官庁　一三
金融商品取引業者の登録取消し処分、少額短期保険業者であった者に係る供託金の取戻し、登録個別信用購入あつせん業者の営業の廃止、建設業の許可の取消処分関係

裁判所　一四
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係

特殊法人等　三〇
総務省共済組合定款の一部変更関係

会社その他　三一

省令

○農林水産省令第二十七号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第三十六条の八第一項及び第四十九条第一項並びに同法第八十三条の四第一項の規定に基づき、動物用医薬品等取締規則及び動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年四月二十五日　農林水産大臣　山本　有二

動物用医薬品等取締規則及び動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令

（動物用医薬品等取締規則の一部改正）

第一条　動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）の一部を次のように改正する。

別表第一第四号中㊷を㊸とし、㉘から㊶までを㉙から㊷までとし、㉗の次に次のように加える。

㉘ ジクラズリル	別表第三中第百二十九号を第百三十号とし、第三十八号から第百二十八号までを一号ずつ繰り下げ、第三十七号の次に次の一号を加える。
三十八　ジクラズリル	（動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部改正）

第二条　動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令（平成二十五年農林水産省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一酢酸クロステボルを有効成分とする注射剤の項の次に次のように加える。

ジクラズリルを有効成分とする強制経口投与剤	牛（生後3月を超えるものを除く。）	1日量として体重1kg当たり1mg以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前1日間

附　則

この省令は、公布の日から施行する。